

昭和のSoundtrackを巡れば

戦時下のレコード

(一)

昭和十六年十二月八日に大東亜戦争が始まってからは、さすがに洋盤の数はぐっと少なくなり、いわゆる歌謡曲や流行歌の中でも、愛国歌、時局歌、国民歌が主流となる。特に都会の日本人があれほど好んだアメリカ調のモダンな曲は、昭和十八年一月に内閣情報局により約一〇〇〇曲の米英楽曲が演奏禁止となったことにより、各人が自宅でひっそりと聴くほかなかった。

しかし、ここで強調しておきたいのは、アメリカ調の音楽が必ずしも永久追放されたわけではないということである。確かに行政指導や法律により、レコードの自発的提出、強制的な回収が行われたようだが、米英楽曲のレコードを所有している一般市民までが大量に検挙されて次々と刑罰に処せられたとか、政府が音頭をとってまるで焚書のように英米楽曲を一カ所に集めて焼き払ったというようことはなかった。

むしろ、実態はアメリカが敵国となったがために、さすがに時局がらアメリカの曲を堂々と飲食店で聴いたり、ラジオで流したり、販売したりすることができなくなり、個人が所有する米英調のレコードは押し入れの奥にほとぼりが冷めるまでしまわれたということのようである。そうでなければ、

SPレコード収集家■城内 實

戦前のアメリカの軽音楽盤が現在これだけ大量に残っているはずがない。

(二)

このように、ブラックリストに載った米英の音楽は演奏禁止という憂き目にあったが、それでも何から何まで禁止されたというわけではない。「ホーム・スイートホーム」や「ダイナ」、「アロハ・オエ」はもちろんだめであったが、「蛍の光」や「埴生の宿」といった比較的芸術性の高い米英製の曲は除外されていた。

ここで読者の方は「アロハ・オエ」が禁止されていたぐらいだから、戦時中にはハワイアンバンド

は存在しなかったと思われるだろうが、カルア・カマアイナスという日本人によるアマチュアのハワイアンバンドが実は存在していた。日本コロムビアから昭和十六年八月に最初の盤が出て、ニッチクから昭和十八年十月に最後の盤が発売された。

筆者はこの楽団のレコードを二枚所有している。「歌って行こう」と「薫る花飾り」の二曲が入っているレコードは昭和十六年十一月の開戦直前に、また、「熱風(HOT WIND)」、「エルチョクロ」という曲のレコードは、昭和十八年一月に発売されている。このバンドは、戦時下では「南海楽友」というバンド名に変更することを余儀なくされたり、スチールギターをなかなか使えない、録音されたものの一部が発売中止となるなど、いろいろと制約を受けていたようだが、とにかくにも昭和十八年十月までの間に八枚(戦時下に六枚)の軽音楽のレコードを出せたのである。こうした事実からしても、当時の内務省の検閲や治安警察法の運用が戦後かなり誇張され、歪曲して伝えられてい

ることが分かう。

(三)

戦時下のレコードを集めていて不思議に思うのが、戦意高揚や増産を歌った曲は数多くあるが、米英等の敵国を直接誹謗中傷したり、敵愾心を露骨に煽るような歌は極めて少ないという事実である。何

百曲とある軍事歌謡の内、手元にある盤やいろいろな資料を調べてみても、タイトルからして敵愾心を煽るような曲は、「アメリカ倒せ」(昭和十八年三月、日本ビクター)、「征けやロンドン」、「目指すはワシントン」(昭和十八年五月、富士音盤)、「米英撃滅の歌」(昭和十八年九月、昭和二十年一月、ニッタク)、「叩き潰せ米英」(昭和十九年十一月、ニッタク)くらいである。

左翼的な学者がこれらのレコードの存在を知れば、戦時中の当局がレコードを通じて敵愾心を煽った実例に挙げかねないが、とにかく収集家から見ればこういったレコードはむしろ珍盤、稀少盤に属するものである。

「王の神兵」、「若鷺の歌」、「決

戦の大空へ」といった名曲と言えるような軍事歌謡ほど敵愾心とは無縁である。米英に対して敵意を剥き出しにしないこの奥ゆかしさは、日本の民族性から来るものと思われてならない。

(四)

大東亜戦争に入ってから、カタカナの外国語は敵性語ということで各社のレーベルは「日本的なもの」に変更された。「ポリドール」は「大東亜」(昭和十七年三月)、「キング」は「富士音盤」(昭和十八年五月)、「日本コロムビア」は「ニッタク」(昭和十八年六月、にレーベルの商標を変更した。このように、各社がバラバラの時期に商標を変更していることは、当局の圧力により、一斉に商標を変更させられたのではなく、むしろ時代の空気に押されて各社が「自主的に」商標を変えていったことを示している。その証拠に、日本ビクターに至っては、「日本音響株式会社」と社名を変更した(昭和十八年五月)、かつての米国資本そのものの代名詞とも言える「Victor」の商標を最後まで

でレーベルに残し続けた。敵性語追放の実態もこんなものだったのだろうか。

(五)

今年一月にある骨董市で思いがけないレコードに遭遇した。そのレコードは通常の十吋盤よりひとまわり大きい十二吋のクラシック盤であった。レーベルは上述の「ニッタク」で、セル指揮、マーベルマン・ヴァイオリンのウィーンフィル演奏によるベートーヴェンの提琴協奏曲であるが、曲名の「CONCERTO IN D MAJOR FOR VIOLIN AND ORCHESTRA」をはじめ、演奏者名等全て敵国の言語であるはずの英語で書かれている。「ニッタク」と

「川崎市・日蓄工業株式会社・製造」の文字以外、日本語は一切使われていない。⑫の物品税の刻印(百二十パーセントの課税を意味する)があることから、昭和十九年五月から昭和二十年三月に川崎の工場が空襲で焼かれるまでの間に発売されたものであることは確かである。

手元にある昭和十四年版の「コ

ロンビア/ラッキーマン洋楽総目録」で調べてみると、ベートーヴェンのヴァイオリン協奏曲には、セル指揮、マーベルマン・ヴァイオリンのウィーンフィルのものと、ワルター指揮、シゲタ・イ・提琴のプリティッシュ交響楽団のものとの二種類あり、レコード番号が同一であることから、このニッタク盤は前者を昭和十九年後半頃に再度プレスしたものであると思われる。後者のプリティッシュ交響楽団の方はさすがに当時発売できなかったであろう。

筆者は「ニッタク」盤の蒐集に力を入れているが、「ニッタク」というと、軍事歌謡の代名詞のようなレーベルであるから、「ニッタク」レーベルのクラシックとは、欧米人が羽織袴を着ているように、大変アンバランスな感じを受ける。終戦もだんだん近づき、レコード用資材のシェラックが窮乏していた時期下に、戦意高揚とは全く関係のないこのようなクラシックのレコードが、枚数はおそらく少ないとはいえ、発売されていたことは意外でもあり、特筆すべきことと考える。

(続く)